

お知らせ

記者発表資料 配布日時	平成27年12月24日
----------------	-------------

《中国地方建設副産物対策連絡委員会》

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

『中国地方建設リサイクル推進計画2015』 の策定について

この度、中国地方における建設リサイクル及び適正処理の推進を目的とした、『中国地方建設リサイクル推進計画2015』を策定しました。

本計画は、平成26年9月1日に国土交通省が策定した『建設リサイクル2014』を踏まえ、国、自治体、民間団体により構成される『中国地方建設副産物対策連絡委員会』により中国地方における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめたものです。

今後は本計画に基づき、同協議会の連携のもと更なるリサイクルの推進に努めて参ります。

＜問い合わせ先＞

中国地方建設副産物対策連絡委員会 事務局

（中国地方整備局 企画部 技術管理課 内）

TEL 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

【担当】

◎ 企画部 技術管理課長 いの うえ かず ひさ
井 上 和 久（内線3311）

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 ひら かわ まさ ふみ
平 川 雅 文（内線2117）

企画部 環境調整官 た お かず なり
田 尾 和 也（内線3114）

中国地方建設リサイクル推進計画2015の概要(1/2)

計画の目的

国および地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、中国地方における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画

計画の対象

中国地方建設副産物対策連絡委員会を構成する会員が行う全ての建設工事を対象。合わせて、他省庁や民間等が行う建設工事にも本計画の反映を期待

計画期間・目標設定

平成27年度～30年度の4ヵ年とし、平成30年度目標値を設定

主要課題とその対応

- ①将来的な建設副産物の発生量の増加への対応
- ②地域ごとに異なる建設リサイクルに係る課題
- ③循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献

→各課題への対応として、**新たに取り組むべき重点施策(7項目10施策)**を設定

フォローアップ

目標の達成状況及び取組み・施策の実施状況毎年の建設副産物流の「モニタリング調査」や、従来からの「建設副産物実態調査等」により把握・評価

新たに取組むべき重点施策(7項目10施策)

1.建設副産物流のモニタリング強化

- ①混廃・木材・汚泥の直接最終処分要因等のモニタリング実施
- ②建設副産物流モニタリング毎年実施

2.地域固有の課題解決の促進

- ①中国地方建設副産物対策連絡委員会を中心とした地域固有の課題抽出・解決

3.他の環境政策との統合的展開への理解促進

- ①木材焼却時の熱エネルギー回収の導入事例・効果の周知

4.工事前段階における発生抑制の検討促進

- ①事業の計画・設計段階における発生抑制対策の検討促進

5.現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進

- ①混廃中の現場分別可能な混入物の分別搬出徹底の要請

6.建設工事における再生資材の利用促進

- ①建設汚泥の先進的な利用事例（自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など）の周知

7.建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化

- ①建設発生土の官民一体的なマッチング強化
- ②内陸受入地での取扱い等情報を把握するシステムの構築
- ③内陸受入地での不適切な取扱いによる土砂崩落等の公衆災害抑制促進

中国地方建設リサイクル推進計画2015の概要(2/2)

中国地方建設リサイクル推進計画2015の目標値

対 象 品 目		平成24年度 目標 (推進計画2009)	平成24年度 実績	平成30年度目標	
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	98%以上	99.7%	99%以上	再資源化率が低下しない よう維持
コンクリート塊	再資源化率	98%以上	99.7%	99%以上	
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.8%	97%以上	より高い数値目標を設定
建設汚泥	再資源化・縮減率	85%以上	82.5%	90%以上	より高い数値目標を設定
建設混合廃棄物	排出率※1	—	3.2%	3.2%以下	指標を排出量から建設混 合廃棄物排出率※1と再資 源化・縮減率に変更
	再資源化・縮減率	—	42.9%	45%以上	
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	94%以上	96.2%	96%以上	再資源化率が低下しない よう維持
建設発生土	建設発生土 有効利用率※3	—	—	80%以上	指標を利用土砂の建設発 生土利用率※2から建設発 生土有効利用率※3に変更

※1:全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2:土砂利用量に対する現場内利用および工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合

※3:建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

中国地方建設リサイクル推進計画2015

平成27年12月24日

中国地方建設副産物対策連絡委員会

目 次

1. 本計画の位置づけ	
（１）計画策定の背景と目的	2
（２）計画の実施主体と対象	3
（３）計画のフォローアップ	4
2. 中期的に目指すべき方向性	
（１）主要課題	5
（２）品目毎の課題	8
（３）目標設定	13
3. 新たに取り組む重点施策	17
（１）建設副産物物流のモニタリング強化	
（２）地域固有の課題解決の促進	
（３）他の環境政策との統合的展開への理解促進	
（４）工事前段階における発生抑制の検討促進	
（５）現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進	
（６）建設工事における再生資材の利用促進	
（７）建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化	
4. 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組む施策	21
（１）情報管理と物流管理	
（２）関係者の連携強化	
（３）理解と参画の推進	
（４）建設リサイクル市場の育成	
（５）技術開発等の推	
（６）発生抑制	
（７）現場分別	
（８）適正処理	
（９）再使用・再生資材の利用	

1. 本計画の位置づけ

(1) 計画策定の背景と目的

①背景

天然資源が極めて少ない我が国が持続可能な発展を続けていくためには、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が有効に利用・適正処分される「循環型社会」を構築していくことが引き続き必要である。

これまで、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年制定、平成12年に「資源の有効な利用の促進に関する法律」へ改正。以下、資源有効利用促進法）の趣旨を踏まえ、建設副産物のうち排出量・最終処分量で大きな割合を占めていたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生土を重点対象品目とし、これらの発生主体及び利用主体である公共工事を主な対象としてリサイクル原則化ルール等の規制的手法を中心とした取り組みが進められてきた。

また、平成12年には、循環型社会形成推進基本法が公布され、3R、熱回収、適正処理の優先順位が明確にされるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、建設リサイクル法）」によって、完全施行の平成14年度以降にはコンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを対象とする特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化が義務づけられた。

「建設リサイクル法」の施行によって、公共工事以外の民間工事でも特定建設資材廃棄物についてのリサイクルが促進され、中国地方における建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は平成24年度において96%に達している。

建設副産物のリサイクルが着実に成果を挙げている一方で、3Rの第一に掲げられる発生抑制については、中国地方における平成24年度の建設廃棄物の排出量が平成20年度より18.7%増加しており、更なる発生抑制・有効利用の取り組みが必要となっている。

また、不法投棄に関しては、環境省が公表している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」によると、全体としてかなり減少してきており、適正処理の徹底が図られてきているものと評価できるが、不法投棄量・不適正処理量の約75%（平成24年度）を建設系廃棄物が占めていることから、引き続き適正処理の推進が求められる。

さらに、今後、社会資本の維持管理・更新時代の到来等により、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、発生抑制、再資源化・縮減、再生資材の利用促進及び建設発生土の有効利用等を更に図っていく必要がある。

②計画の目的

以上のような状況を鑑みて、国および地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、中国地方における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「中国地方建設リサイクル推進計画２０１５」を策定した。

（２）計画の実施主体と対象

本計画は、中国地方建設副産物対策連絡委員会を構成する会員が実施する全ての建設工事を対象としているが、他省庁や民間等が行う建設工事においても、建設副産物リサイクル広報推進会議及び中国地方建設副産物対策連絡委員会の活動等を通じて、本計画が反映されることを期待している。

なお、本計画の計画期間は、平成２７年度から平成３０年度までの４カ年とする。

（３）計画のフォローアップ

①実施方法

本計画に示した目標の達成状況及び取組み・施策の実施状況は、毎年の建設副産物物流のモニタリング調査や、従来からの建設副産物実態調査等により把握・評価する。

②計画の見直し

本計画は、モニタリング調査の結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

２．中期的に目指すべき方向性

（１）主要課題

①将来的な建設副産物の発生量の増加への対応

我が国では、昭和３０年代から４０年代にかけての高度成長期に大量の社会資本や住宅・建築物が建設された。今後、建設後５０年以上経過する社会資本や住宅・建築物の割合が急増することが見込まれ、これらの更新・解体工事の増加に伴う建設副産物の発生量の増加が想定されるため、再生資材についてより一層の利用を図る対策が必要である。また、大規模トンネル工事に伴い大量発生が見込まれる建設発生土についてもその有効利用の促進が必要である。

また、これまでの建設リサイクル推進に関する各種施策等により、建設廃棄物の最終処分量が大幅に削減するなど、建設リサイクルについては相当の成果が上がっている。このため、今後は、現在の建設リサイクル水準を維持するため、個別品目毎のリサイクル阻害要因に対する解決策を重点的に実施すべきである。

さらに、社会資本の老朽化に伴う維持管理・更新型工事の増大に対しては、新たな建設リサイクルの対応も求められることとなる。

一方、災害廃棄物は一般廃棄物として扱われ、建設廃棄物とはその取扱いが異なるものの、一部品目については性状等が類似していることから、将来的な大規模災害の発生に備え、災害廃棄物を建設資材として円滑に利用できる体制を構築しておくことが有効である。

②地域ごとに異なる建設リサイクルに係る課題

これまでの建設リサイクル推進対策は、再資源化率などの向上といった国全体での取り組みが主体であり、その結果として相当レベルまで上昇している。しかし、地域ごとに異なる建設リサイクルの課題も顕在化しつつあり、こういった状況を踏まえ、地域ごとに生じている課題を、関係機関で把握し、地域ブロック毎に対処し、その結果を同様の課題を抱える他地域や全国にも展開していくことが今後益々必要になってくる。

③循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献

政府における環境政策全体に関する動きとして、「第4次環境基本計画」（平成24年4月27日閣議決定）及び「第3次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月31日閣議決定）が策定され、今後の環境政策における基本的な考え方や方向性が示されている。特に「第4次環境基本計画」では「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」における中長期的な目標として、

- 1) 廃棄物等について、①発生抑制、②適正な循環利用の促進、③循環利用が行われない場合の適正な処分が確保されることで、天然資源消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指す。
- 2) 今後、世界全体で化石系資源や有用金属の資源制約が強まることが予想されることに加え、安全・安心が確保された循環の流れを構築することがより重要となっていることを踏まえ、これまでの取組で進展した循環の量に着目した循環型社会の構築のみならず、資源確保や安全・安心の確保等の循環の質に着目した取組を進め、資源を大事に使う持続可能な循環型社会の構築を目指す。
- 3) 循環型社会の形成のみならず、地域コミュニティの再生や地域経済の活性化にもつなげるため、地域の実情に根ざし、地域で自発的に行われる循環型社会の形成を目指す。

などが掲げられた。また、「第3次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の形成に向けた取組の中長期的な方向性として、平成42年頃までに次のような循環型社会の形成を目指すとしている。

- 1) 自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会
- 2) 3R型ライフスタイルと地域循環圏の構築
- 3) 資源効率性の高い社会経済システムの構築
- 4) 安全・安心の実現
- 5) 国際的取組

このうち、2)に位置付けられている「地域循環圏の構築」は、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていく「地域循環圏」を重層的に形成させていく方向性が示されている。また、建設副産物は、その重量や容積が大きいいため、広域的なリサイクルに当たっては輸送コストや環境負荷に留意すべき循環資源もあるが、今後は地域内での需給バランスにも配慮しつつ、地域毎・品目毎に適切なリサイクルを推進することも必要となってくる。

さらに、国土交通省が平成26年3月に策定した「国土交通省環境行動計画」において、今後推進すべき環境政策の「4分野」「7つの柱」の1つの柱として、

「循環型社会の形成に向けた取組の推進」が位置づけられている。

これらの考え方・方向性を踏まえつつ、中国地方における循環型社会の形成に資する取り組みを引き続き推進していく。

(2) 品目毎の課題

建設副産物の品目毎の再資源化・縮減率の更なる向上を図るため、現在の品目別リサイクルフローより課題とその要因を分析する。

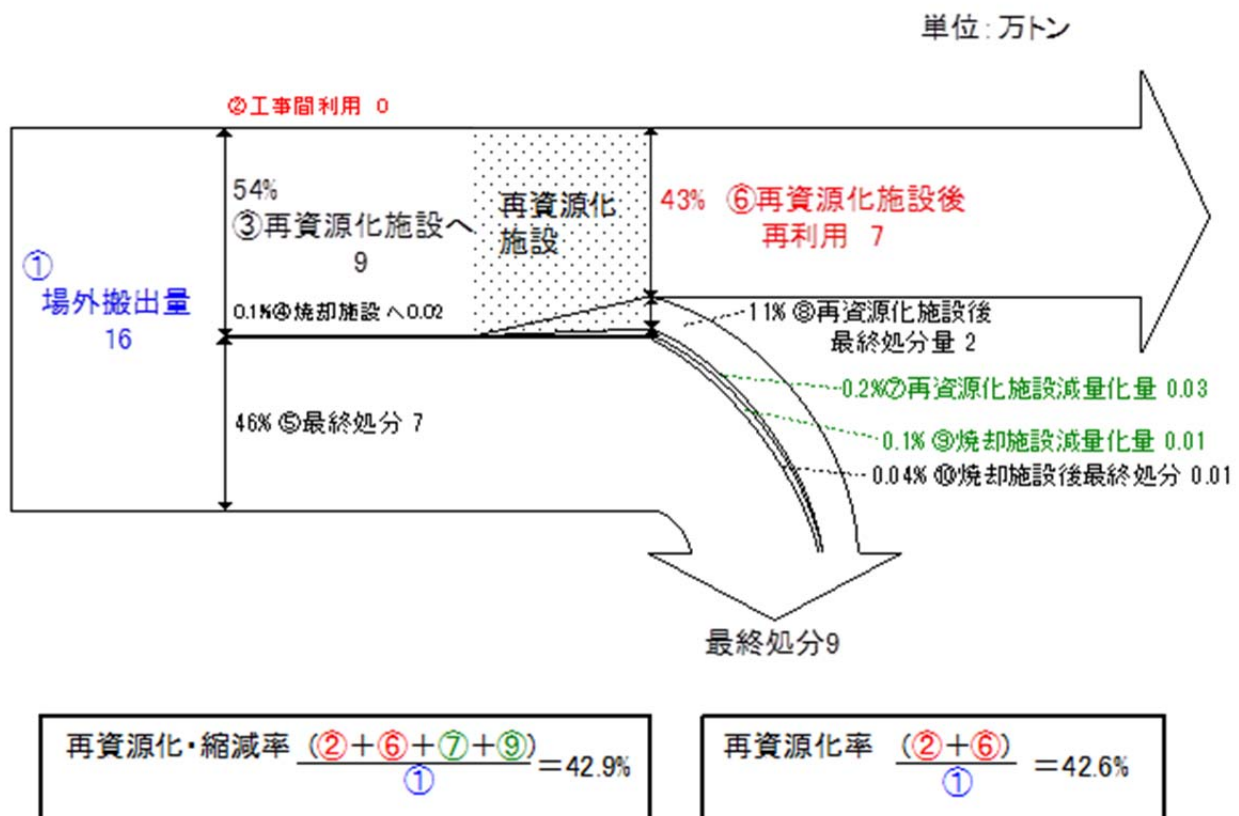
1) 建設混合廃棄物

建設混合廃棄物のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題 1 : 「直接最終処分(46%)」の削減

課題 2 : 「施設経由処分(11%)」の削減

課題 3 : 工事量に影響されない評価指標の検討



出典：平成 24 年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設混合廃棄物のリサイクルフロー

(参考)

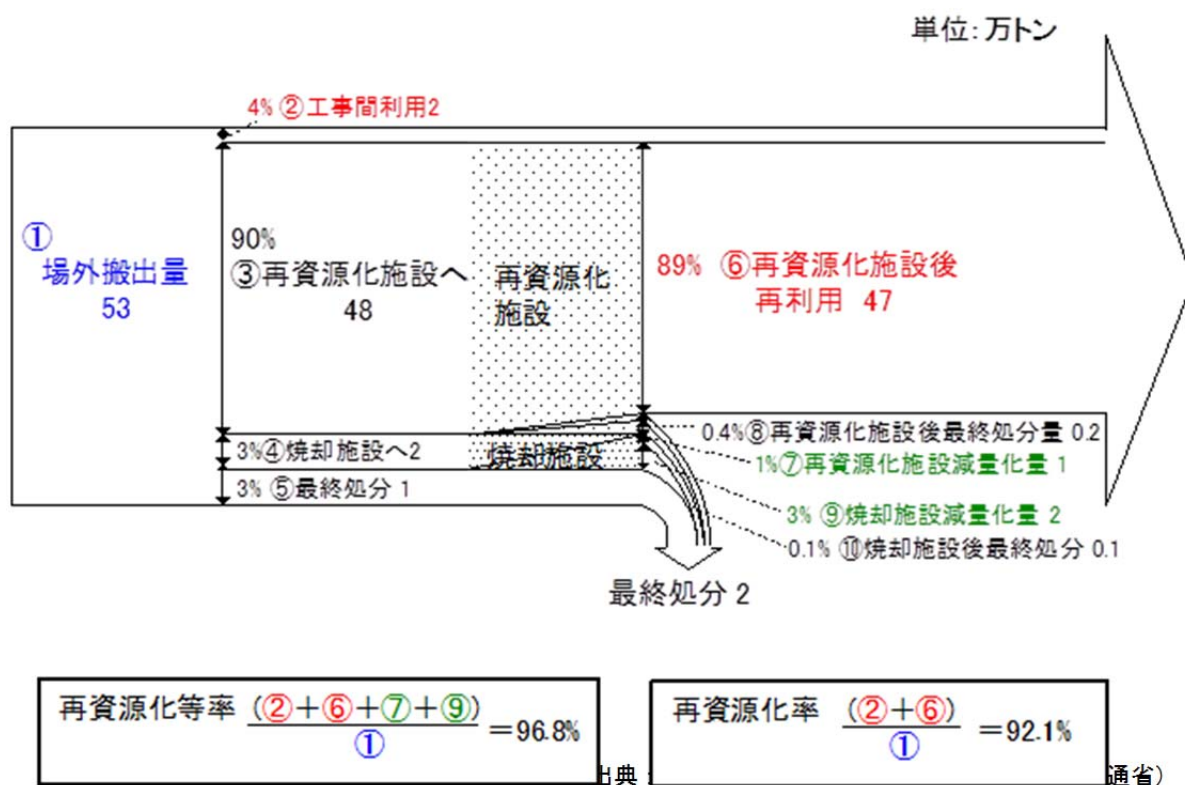
◆最終処分 7.4 万トンのうち 5.8 万トンが建築工事、1.4 万トンが公共土木工事

◆施設経由処分 1.8 万トンのうち 1.5 万トンが建築工事、0.2 万トンが公共土木工事

2) 建設発生木材

建設発生木材のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題 1 : 「直接最終処分 (3%)」の削減



建設発生木材のリサイクルフロー

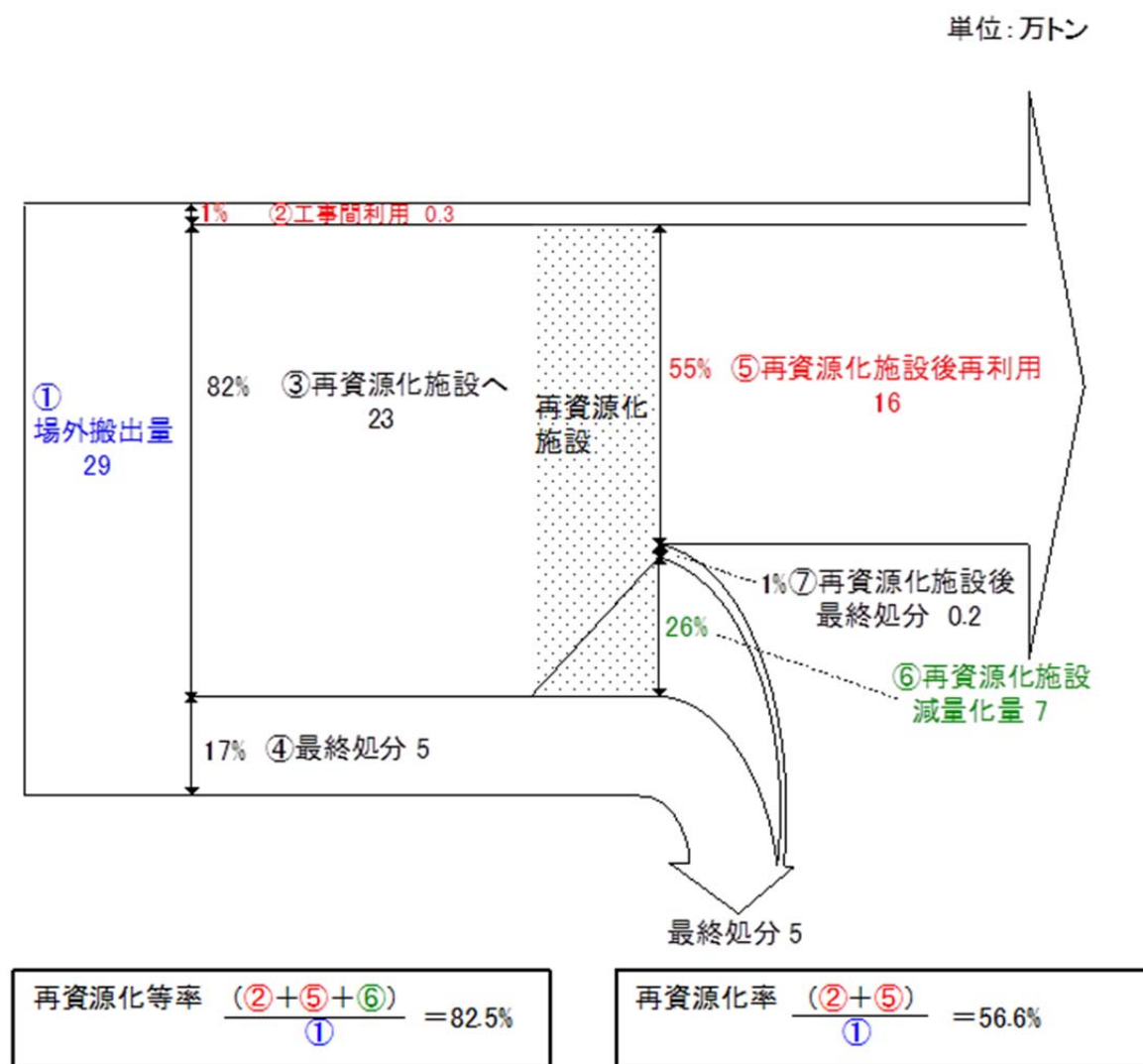
(参考)

◆最終処分 1.4 万トンのうち 0.8 万トンが建築工事、0.5 万トンが公共土木工事

3) 建設汚泥

建設汚泥のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題 1 : 「直接最終処分(17%)」の削減



出典：平成 24 年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設汚泥のリサイクルフロー

(参考)

◆最終処分 4.8 万トンのうち 0.9 万トンが建築工事、3.9 万トンが土木工事※

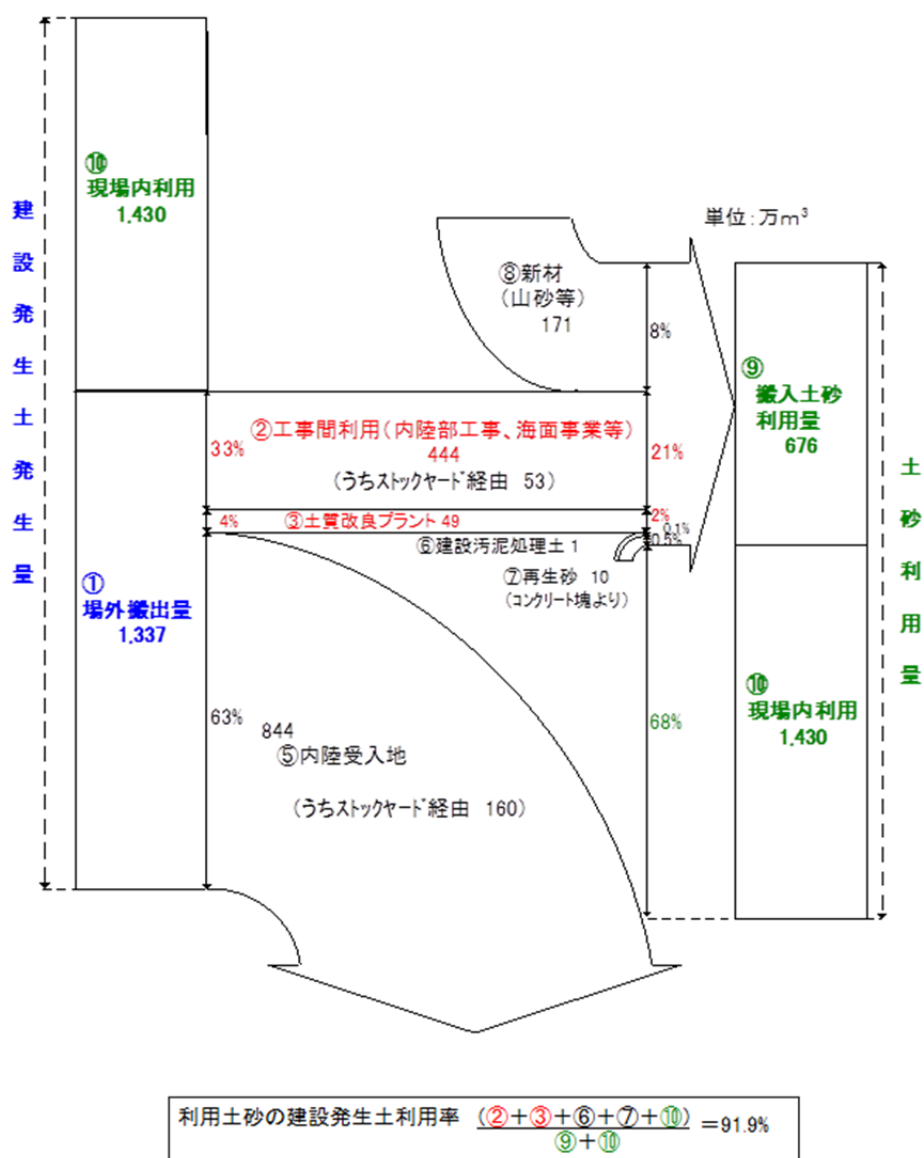
※国 0.4, 県・政令市 1.7, 市町村 0.6, 民間 1.1

4) 建設発生土

建設発生土のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題1：土量配分(発生過多)の改善

課題2：「内陸受入地搬出(63%)」の有効利用



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設発生土のリサイクルフロー

(参考)

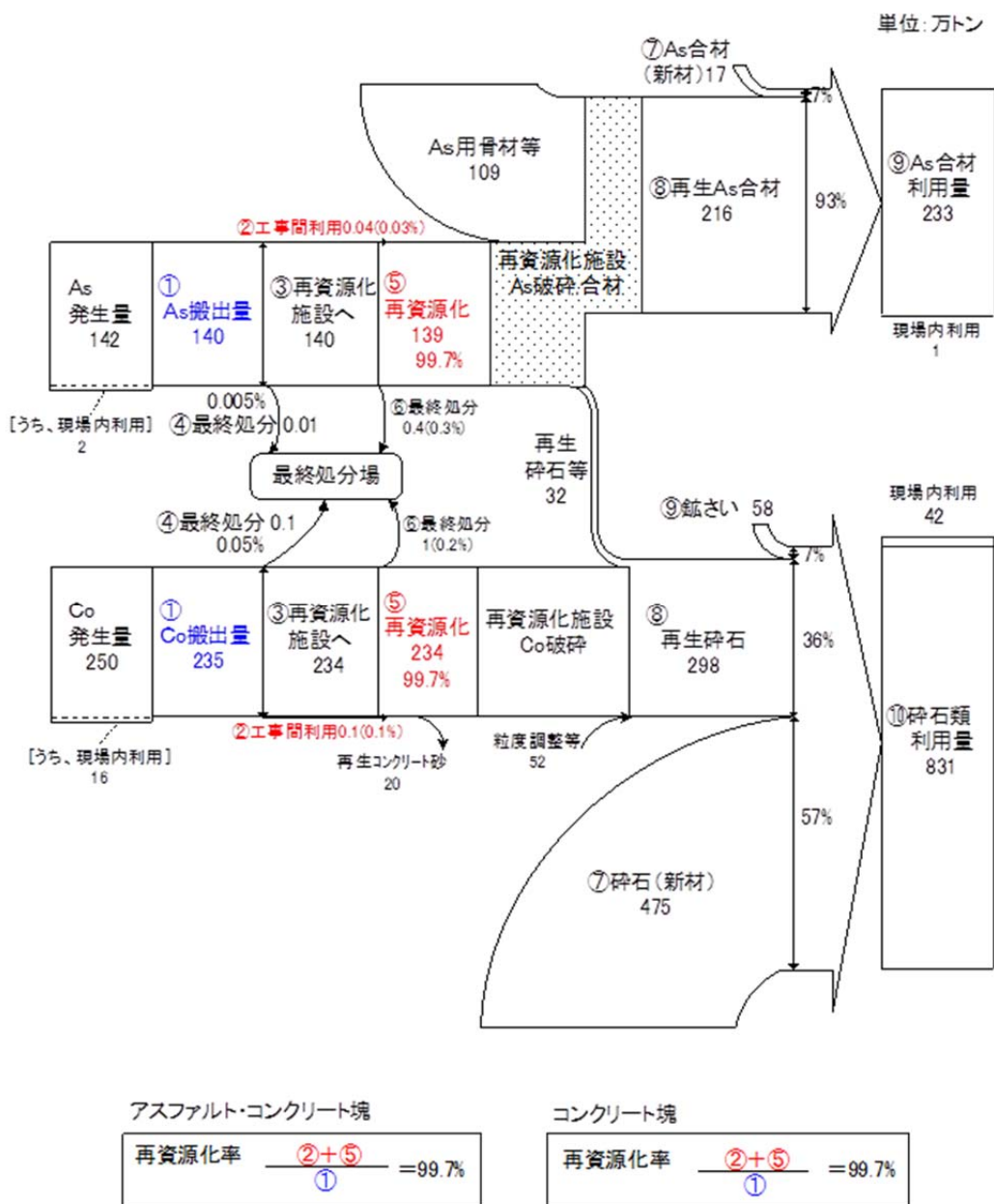
◆内陸受入地搬出 844 万 m³ のうち 81 万 m³ が建築工事、763 万 m³ が土木工事※

※国 107, 県・政令市 361, 市町村 271, 民間 22

5) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題 1：高い再資源化率の維持



出典：平成 24 年度建設副産物実態調査（国土交通省）

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊のリサイクルフロー

（３）目標設定

「平成２４年度建設副産物実態調査」結果によると、中国地方における建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は９６．２％と高い水準にあることから、今後の建設リサイクルの推進にあたっては、費用対効果にも配慮しながら取り組むべきである。個別品目毎に見ていくと、アスファルト・コンクリート塊とコンクリート塊の再資源化率は共に９９．７％と、十分に高い水準にある。建設混合廃棄物についても、平成２４年度排出量を平成１７年度比３０％削減する目標に対し、実績値は３７％削減となっており、順調に取り組みの成果が現れている。また、建設発生木材については、平成２４年度実績値が再資源化率９２．１％（目標値７９％）、焼却等による縮減を含めた再資源化・縮減率は９６．８％（目標値９５％）と目標を達成できた。今後は、高い水準の再資源化率等を達成している品目が今後ともその維持が図られているかのチェックの強化が必要である。一方で建設汚泥については、平成２４年度実績値が再資源化・縮減率８２．５％（目標値８５％）に向上したものの、わずかではあるが目標を達成できなかった。目標未達成品目ならびに他よりも目標設定が低かった、建設発生土について更なる向上を推進していくことが必要である。また、従来指標のうち、建設混合廃棄物については、現場分別の徹底により、その発生抑制を図ることが効果的であるため、排出量という絶対値指標による進捗管理を行ってきた。しかしながら、排出量は、社会情勢の変化に伴う建設工事量そのものの増減に大きく影響を受けてしまう指標であるため、建設混合廃棄物の現場分別の徹底が促進され、かつ工事量変動の影響を受けない指標へ切り換える。あわせて、建設発生土については、これまでの土砂利用量に対する有効利用量の割合の指標から、建設発生土の発生抑制、現場外への搬出抑制、建設工事間での更なる有効利用の促進が図られる指標へ切り換える。以上を踏まえ、リサイクル品目毎の目標は、後述する取り組みを着実に実行しつつ設定する。

○アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊とも平成24年度目標値98%以上に対して、両品目とも実績値99%以上と、相当レベルの目標達成状況であることから、現指標の再資源化率が低下しないように設定する。

【再資源化率 平成30年度目標値 99%以上】

○建設発生木材

再資源化・縮減率は、平成24年度目標値95%以上に対して、実績値96.8%と上回ったことから、より高い目標を設定する。

なお、再資源化率については、建設発生木材の排出形態は様々であり、その形態によっては再資源化そのものが困難な場合があることから、今後の数値目標としては、最終処分量を抑制するための指標である再資源化・縮減率で一元的にみる。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 97%以上】

○建設汚泥

再資源化・縮減率は平成24年度目標値85%に対して、実績値82.5%と目標を達成できなかったが、全国的に建設汚泥の再資源化が課題である中で、全国版の目標値が設定されていることを踏まえて全国版と同等の目標設定とする。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 90%以上】

○建設混合廃棄物

指標を排出量から建設混合廃棄物排出率（全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合）に改めるとともに、引き続き建設工事における現場分別の徹底により、建設混合廃棄物としての排出が抑制されるよう、その割合を維持する方向で目標設定する。また、再資源化施設における建設混合廃棄物自体の再資源化・縮減の向上を図る観点から、再資源化・縮減率についても目標設定する。

【建設混合廃棄物排出率 平成30年度目標値 3.2%以下】

（参考）建設混合廃棄物排出率の実績値・・・平成24年度3.2%

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 45%以上】

（参考）再資源化・縮減率の実績値・・・平成24年度42.9%

○建設廃棄物全体

再資源化・縮減率は平成24年度目標値94%に対して、実績値96.2%と相当レベルの目標達成状況であることから、再資源化率・縮減率が低下しないよう設定する。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値 96%以上】

○建設発生土

建設発生土の発生抑制、現場外への搬出抑制、建設工事間での更なる有効利用を促進するため、これまでの「利用土砂の建設発生土利用率」（土砂利用量に対する現場内利用および工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合）から「建設発生土有効利用率」（建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合）の指標に変更の上、目標設定する。

【建設発生土有効利用率 平成30年度目標値 80%以上】

（参考）建設発生土の建設工事における有効利用率の実績値

・・・平成24年度69.5%

これに、内陸受入地分の約1/3は採石場跡地復旧や農地受入等が含まれていると仮定した場合の建設発生土有効利用率の試算値

・・・平成24年度79.7%。

本計画の目標

対 象 品 目		平成 2 4 年度 (実 績)	平成 3 0 年度 目 標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	9 9 . 7 %	9 9 % 以上
コンクリート塊		9 9 . 7 %	9 9 % 以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	9 6 . 8 %	<u>9 7 % 以上</u>
建設汚泥		8 2 . 5 %	9 0 % 以上
建設混合廃棄物	排出率	3 . 2 %	<u>3 . 2 % 以下</u>
	再資源化・縮減率	4 2 . 9 %	<u>4 5 % 以上</u>
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	9 6 . 2 %	9 6 % 以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	—	8 0 % 以上

※目標値の定義は次のとおり

＜再資源化率＞

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

＜再資源化・縮減率＞

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

＜建設混合廃棄物排出率＞

- ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

＜建設発生土有効利用率＞

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

3. 新たに取り組む重点施策

(1) 建設副産物物流のモニタリング強化

建設副産物の高い再資源化・縮減率等の継続維持と、目標未達成品目ならびに他よりも目標設定の低い品目の更なる向上を図るためには、再資源化・縮減等の状況の変化を早期に確認できるよう、従来の建設副産物実態調査に加えて建設副産物物流のモニタリング等を強化していくことが重要である。また、目標未達成品目については目標未達成とはいえ、再資源化・縮減率は一定レベルとなっていることから、更なる向上を目指すためには、再資源化・縮減が出来ずに、直接最終処分をしている要因等の詳細な調査・分析が重要である。

そのほか、建設発生土の不適切な取扱いが一部で発生していることから、建設発生土の内陸受入地での取扱いについてもモニタリングを行っていくことが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

- ①民間も含めた受発注者による個々の建設工事における建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の搬出状況や直接最終処分へ搬出している要因を把握するため、建設副産物情報交換システムを改善し、モニタリングを民間も含めた受発注者と連携して実施する。【全国テーマ】
- ②建設副産物の再資源化・縮減率等の状況変化を早期に確認するため、建設副産物情報交換システムの改善、データ登録の促進および再生資源利用計画書・実施書、マニフェスト届出情報を活用することにより、データ入力者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、**毎年の建設副産物物流のモニタリングを民間も含めた受発注者と連携して実施する。**【全国テーマ】

(2) 地域固有の課題解決の促進

地域ごとに異なる建設リサイクルの課題も顕在化しつつあることから、一定地域内において建設リサイクルの課題を十分把握した上で、その資源循環の推進等が必要である。

さらに、各地域で生じている課題について、まずは県ブロック毎に対処していき、それを他の地域や全国にフィードバックしていくことが重要である。

(3) 他の環境政策との統合的展開への理解促進

建設発生木材については、従来からマテリアルリサイクルを優先し、それが困難な場合はサーマルリサイクルという形で取り組んできている。そのほか、再生利用が困難な木材には焼却施設にて単純焼却処理されているものがあり、その部分については資源やエネルギーとして有効活用できる可能性がある。大気中に放出している熱エネルギーを回収することにより、地球温暖化対策にも資することが可能と考えられる。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

○再生利用が困難な木材の搬出先である焼却施設において、熱エネルギーの回収を促すため、バイオマス発電などの先進的な導入事例・効果の周知を図る。

(4) 工事前段階における発生抑制の検討促進

発生抑制に関する取り組みについては、これまでも各施策が推進されてきたが、今後は民間も含めた受発注者による「発生抑制」の取り組みを強化していく必要がある。

特に発生抑制に関しては、事業の計画・設計段階での対応が効果的であり、民間も含めた発注者や設計者による徹底を図ることが重要である。

また、住宅・建築物や社会資本の老朽化に伴う解体工事や維持管理工事、更新工事の増大による建設副産物の発生量増加の影響を小さくするため、工事前段階で発生抑制を十分に検討することが重要である。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

○個々の工事における建設副産物の発生抑制を徹底するため、事業の計画・設計段階において実施可能な建設副産物の発生抑制に資する対策を十分検討する。
民間も含めた発注者や設計者に対して同様の対応を働きかける。

(5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進

現場から搬出される建設廃棄物には、現場での分別が十分に行われず建設混合廃棄物として搬出されているものや、直接最終処分場に搬出されているものが一部見受けられる。

この課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

- ①建設混合廃棄物の排出削減を促進するため、建設混合廃棄物の詳細調査・分析を踏まえ、民間も含めた受発注者に対して分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての施設への搬出の徹底を要請し、取り組みを推進する。

なお、本節で述べている建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の再資源化・縮減率の向上を図るための施策は以下に示すとおりである。

- 1) 直接最終処分品目の内訳ならびに排出形態の詳細調査を実施し、現場分別ならびに再資源化施設への搬出が可能な品目を確認する。
- 2) 民間も含めた受発注者に対して、分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての再資源化施設への搬出の徹底について協力を依頼する。

(6)建設工事における再生資材の利用促進

今後、社会資本の維持管理・更新時代が到来する中、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、民間も含めた受発注者は建設廃棄物由来の再生資材の更なる利用促進を図る取り組みを行っていくことが重要である。

また、地域内での需給バランスが大幅に崩れる場合などについては、環境負荷の小さい輸送モードの積極的利用も図りつつ、コストや環境負荷に留意し、品目毎に適切な需給バランスを構築できるよう、建設リサイクルを推進していくことが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

- ①建設汚泥の現場内・工事間利用等を促進するため、これらの先進的な利用事例（自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など）を広く周知し関係者の理解促進・意識向上を図る。

【建設汚泥再生利用マニュアル[中国地方版]の周知・更新】

(7)建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化

建設発生土については、場外搬出量が土砂利用量を定常的に上回っており、その約半数は、建設工事のみでは有効利用できていない状況となっているため、その発生抑制、再使用、適正処理に取り組むことが必要である。

一方で、不適正な取扱いがなされている事例が一部で発生しており、その結果

として、生活環境へ影響を及ぼした事案もみられたことから、より適正な取扱いを徹底することが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

- ①建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化するためのシステムを構築し、民間も含めた受発注者に対してシステムへの参画を働きかける。【全国テーマ】
- ②建設発生土の内陸受入地での不適切な取扱いを抑止するため、その取扱い等に関する情報を把握するためのシステムを構築し、民間も含めた受発注者に対してシステムへの参画を働きかける。【全国テーマ】
- ③建設発生土の不適切な取扱いによる土砂崩落などの公衆災害が生じないようにするための内陸受入地の選定等に努める。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。

4. 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組む施策

「中国地方建設リサイクル推進計画2009」により、建設副産物の再資源化・縮減率等は着実に向上した。しかし、これらの取り組みの中には中長期的に推進していくべきものもあり、あわせて一部改善すべき点も見受けられたことから、今後、更なる建設リサイクルを推進していくため、中長期的な課題等を踏まえ、以下の取り組みについて引き続き実施していくことが重要である。

(1) 情報管理と物流管理

建設資材には様々な原材料が含まれており、それは資材製造者によっても異なる場合がある。再資源化に際しては、建設資材の特性や原材料の性状に応じたりサイクル技術を用いる必要があるため、建築物等の使用材料、資材製造者等に関する情報が重要となる。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

- ①関係者の協力を得ながら、建設副産物実態調査を定期的を実施し、建設リサイクルの取組状況の成果を公表する。

(2) 関係者の連携強化

建設リサイクルの取り組みについては、発注者、資材製造者、設計者、施工者、廃棄物処理業者など関係者が非常に多岐にわたっており、さらに、他産業との間でも再資源化製品のやりとりがなされている。しかしながら、これまでこれらの関係者の間で情報交換や意思の疎通が十分に行われてきたとは言い難い。よって、各事業者の役割分担を明確にし、連携を強化していくことが必要である。

また、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさを考慮した設計、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用への取り組みについては、まだ十分とは言えない。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

- ① 設計段階でライフサイクルコストに留意しつつ、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促進する。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。

(3)理解と参画の推進

建設リサイクルの取り組みは、社会資本整備を通じて国民生活を支える一方で、不適切な取り組みは生活環境等に深刻な影響を与えることになる。このため、建設リサイクルの推進にあたっては、取り組み実態、取り組み状況の把握に努めるとともに、その成果等について広く国民にPR、公表を行い、建設リサイクルへの理解と参画を求めることが重要である。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

- ①関係者と連携して、優れた建設リサイクルへの取組状況について引き続き広く周知等を実施する。
- ②関係者と連携して、建設リサイクルに関する広報活動を継続的に実施する。
- ③関係者と連携して、建設リサイクルに関する講習会や研修を継続的に実施する。

(4)建設リサイクル市場の育成

地域特有の建設リサイクルに関する課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

- ① 質の高い建設リサイクルを推進している企業の取り組み について情報を収集・発信する。
- ② 総合評価落札方式やVE方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイクルの観点から設計の合理化や工法の改善を促進する。

(5)技術開発等の推進

建設リサイクルの技術開発等の推進を図るため、以下の取り組みを実施する。

- ① 建設副産物のリサイクル等に資する試験研究に対する支援を引き続き行う。

(6) 発生抑制

発生抑制のためには、長く使い続けることが重要な対策となることから、社会資本などの長寿命化に加え、建築物等の機能劣化に対応した既存ストックの有効活用を推進することが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

- ①各社会資本の長寿命化を図ることが結果として建設副産物の発生抑制にも通じることから、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進する。

(7) 現場分別

分別解体や現場分別については、関係者の意識の低さから取り組みが十分でない場合がある。とくに、解体工事においては、使用されている建設資材の特性等を把握した上で、適切な手順により分別解体を行うことが必要である。

また、適正な分別解体の実施を確保するための対策を行うことも必要である。これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

- ①解体工事現場での作業内容の透明性を確保し、施工の適正化を引き続き促進する。
- ②現場分別の実効性を向上させるため、現場作業員向けのわかりやすい現場分別マニュアルを普及・活用するとともに、施工者による現場作業員の教育強化を図る。
- ③引き続き適正な分別解体の実施を確保するための現場監督等に努める。

(8) 適正処理

不法投棄をはじめとする建設廃棄物の不適正処理を防ぐためには、不適正処理が起る要因を可能な限り排除していくことが必要である。

また、非飛散性石綿含有建材やＣＣＡ処理木材、ＰＣＢ廃棄物等については、他の建設廃棄物の再資源化の支障とならないよう、適切な処理を行うことが必要である。

自然由来の重金属等を含む土砂等については、浄化等処理後の土砂の利用も含め、適正な取り扱いを事業者に促すことが必要である。これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

- ①建設工事における産業廃棄物の取扱いの透明性を確保するため、民間も含めた受発注者と連携して電子マニフェストの普及を促進する。
- ②関係機関が連携して、建設業者による不法投棄、不適正処理を抑制するため、指導・監督を徹底する。

(9)再使用・再生資材の利用

社会資本整備は、大量の資源投入を必要とするものであり、それに見合った再生資源の利用が期待される分野でもある。

産業廃棄物を原材料とする再生資材の利用促進にあたっては、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保や、廃棄時の再リサイクル性についての確認が重要である。また、仮に、再生資材が新材に比べて品質が劣っていても、利用用途に応じて活用が可能であれば、適材適所で利用を促進することが必要である。

建設資材等の再使用については、理解促進を促し、利用促進を図るため、先進的な利用事例を周知することが必要である。

建設発生土については、場外搬出量が土砂利用量を大きく上回り、供給過多の状態にあることから、地域の実情に応じた中期的な需給バランスの改善を図るための取り組みが必要である。この取り組みは、建設汚泥の再資源材を埋め戻し材等で利用することを促す上でも重要な取り組みである。

また、災害廃棄物由来の再生資材についても、利用を促進していくことが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

- ① 建設発生土の工事間利用について、県内ブロックでの調整に加え、県単位等での調整を積極的に行う。
- ② 中期的な建設発生土の需給動向を地域レベルで把握し、それを適宜設計に織り込んで需給バランスの改善を図る。【全国テーマ】
- ③ 建設資材等の再使用の実績や品質基準について検討し、可能な限り建設資材等の再使用を促進する。関係者に対して同様の対応を働きかける。
- ④ 他産業副産物についても、地域の実情に応じて、建設廃棄物由来の再生資材との利用バランスを確保しつつ、また有害物質の含有・溶出に関する品質・影響等も考慮しながら、グリーン調達に基づき、建設工事での有効利用を引き続き促進する。
- ⑤ 工事発注予定の事業箇所について、自らの工事で将来的に用いる建設発生土のス

トラックヤードとしての活用を促進する。

- ⑥港湾工事で発生する浚渫土砂の有効利用にあたっては、干潟や浅場造成等の自然再生への活用を積極的に推進する。
- ⑦災害廃棄物由来の再生資材について、建設廃棄物由来の再生資材との利用バランスを確保しつつ、建設工事において有効利用が図られるようにする。